

令和4年度

新座市一般会計等
健全化判断比率審査意見書

新座市監査委員



新 監 収 第 7 4 号
令和 5 年 8 月 1 6 日

新座市長 並 木 傑 様

新座市監査委員 松 本 四 郎

新座市監査委員 池 田 貞 雄

令和 4 年度新座市一般会計等健全化判断比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度新座市一般会計等健全化判断比率について、新座市監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和4年度新座市一般会計等健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和4年度健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の主な実施内容及び着眼点

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係書類との照合及び関係課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期日

令和5年7月24日

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。

(単位：％)

区 分	令和4年度		令和3年度	
	健全化判断比率	早期健全化基準	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	11.73	－	11.71
連結実質赤字比率	－	16.73	－	16.71
実質公債費比率	5.2	25.0	5.1	25.0
将来負担比率	16.3	350.0	25.3	350.0

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく黒字のため「－」の記載とした。

5 是正改善を要する事項

指摘する事項はない。

6 意見

- (1) 将来負担比率は、一般会計等の将来負担すべき債務（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等見込額等）を標準財政規模で除して得た数値より算出される。自治体の現在抱えている負債の大きさを示す指標で、350%以上になると早期健全化団体となる。

令和4年度の将来負担比率は、前年度と比較して9.0ポイント減少した。これは、将来負担額が減少し、また、将来負担額から差し引く充当可能財源等の額が増加したことにより分子全体が減となったことによるものである。

将来負担額の減少額は1,533,276千円で、減少した主なものは地方債の現在高（減少額2,469,965千円）となっている。一方、増加した主なものは組合負担等見込額（増加額774,413千円）となっている。

充当可能財源等の増加額は1,180,555千円で、増加したものは充当可能基金（増加額1,446,774千円）、充当可能特定歳入（増加額1,251,374千円）である。一方、減少したものは基準財政需要額算入見込額（減少額1,517,593千円）である。

今後とも地方債の借入れには十分留意することを望む。

- (2) 将来負担比率の算定根拠となっている充当可能財源の一つである財政調整基金の令和4年度末現在高は7,326,781,392円である。

同基金の現在高は、財政運営上、どの程度が妥当であるかはそれぞれの状況にもよるが、具体的には、各自治体において目標値を定めることが適当とされている。一般的には、標準財政規模に対する一定割合とされ、前年度県内市町村の財政調整基金比率の平均では14.1%であった。本市の令和4年度の同比率は23.1%であったが、臨時的な財政支出に備え、現在高には十分留意することを望む。